

○県内市町村における給与減額措置の取組状況

総務部市町村振興課(H25.7.11)

団体名	取組状況(H25.7.10時点)			議決内容	ラスパイレース指数(H24.4.1)		給与の削減による 基準財政需要額への影響額 (簡易試算) (単位:百万円)	
	職員団体へ減額措置を提示		議会で 議決済		【独自カット前】 (県試算)	参考値 (国減額前)		
	交渉未定	交渉中						
大分市			※	カット率上積み 管理職+2% 一般職+1% (H25.7.1~H26.6.30)	<u>110.5</u>	115.0	<u>102.1</u>	△ 861
別府市	○				109.7		101.4	△ 254
中津市	○				<u>108.9</u>	111.1	<u>100.6</u>	△ 260
日田市	○				110.7		102.3	△ 247
佐伯市	○				<u>107.7</u>	113.3	<u>99.5</u>	△ 314
臼杵市	○				108.9		100.6	△ 130
津久見市		○			108.3		100.0	△ 60
竹田市	○				<u>108.5</u>	112.0	<u>100.2</u>	△ 129
豊後高田市			○	平均 5.82%カット (H25.7.1~H26.3.31)	107.7		99.6	△ 104
杵築市	○				<u>109.2</u>	110.1	<u>101.0</u>	△ 122
宇佐市	○				<u>108.4</u>	112.9	<u>100.2</u>	△ 183
豊後大野市	○				109.6		101.2	△ 196
由布市	○				<u>109.9</u>	113.4	<u>101.6</u>	△ 114
国東市	○				<u>109.5</u>	112.2	<u>101.2</u>	△ 150
姫島村			○	カット率上積み +2.8% (H25.7.1~H26.3.31)	<u>78.9</u>	83.1	<u>72.9</u>	△ 14
日出町		○(予定)			<u>110.0</u>	115.8	<u>101.6</u>	△ 58
九重町		○			<u>108.0</u>	110.1	<u>99.8</u>	△ 42
玖珠町		○(予定)			<u>108.8</u>	111.0	<u>100.5</u>	△ 51
計	11団体	4団体	3団体					△ 3,289

下線は独自の給料カット反映後の数値

県内市町村の給与制度の主な課題

市町村名	H24. 4. 1ラスパイレース指数 (参考値)		市町村の独自の給料 カットの状況 (H24. 4. 1)	「わたり」該当 (10団体) (H24. 4. 1)	級別職員構成比 6級(課長級)以上の 職員割合 (H24.4.1)	自宅に係る住居手当		退職手当支給水準の引下げ		
	(国減額前)	【独自カット前】 (県試算)				制度有 (17団体)	手当額	国：104/100を87/100に段階的引下げ		
								① 98/100 H25. 1. 1～	② 92/100 H25. 10. 1～	③ 87/100 H26. 7. 1～
大分市	102.1	106.3	管理職 5% 非管理職4%	■	35.5%※	■	8,500円(9年以上 6,000円)	95/100 H25.4.1～		③ H26.4.1～
別府市	101.4		—	■	26.1%	■	5,300円(6年以上 3,600円)	① H25.4.1～	② H26.4.1～	③ H27.4.1～
中津市	100.6	102.6	管理職手当受給者4% 4級～6級(一部) 2% 1～3級 1%	—	16.3%	■	4,500円(2年以上 3,000円)			
日田市	102.3		—	■	30.0%	■	4,500円(7年以上 3,000円)			
佐伯市	99.5	104.7	5%	■	36.7%	■	4,500円(7年以上 2,500円)			
臼杵市	100.6		—	—	21.1%	■	6,000円(9年以上 4,000円)	国と同じ		
津久見市	100.0		—	—	14.9%	■	2,500円(6年以上 0円)	① H25.4.1～	② H26.4.1～	③ H27.4.1～
竹田市	100.2	103.5	管理職(7級以上) 5% 非管理職 3%	■	36.8%	■	2,500円			
豊後高田市	99.6		—	—	17.2%	■	4,500円(7年以上 3,000円)			
杵築市	101.0	101.7	課長級(7級) 3% 課長・課長補佐級(6級) 2%	■	27.5%	■	4,500円(6年以上 3,000円)			
宇佐市	100.2	104.3	部・課長(8・7級) 5% 3級～6級 4% 1・2級 3%	■	34.9%	■	5,500円(7年以上 3,500円)			
豊後大野市	101.2		—	—	18.1%	■	3,400円			
由布市	101.6	104.7	部・課長(8・7級) 3.5% 1～6級 3%	■	49.8%	■	5,500円(7年以上 2,500円)			
国東市	101.2	103.7	管理職(7級) 6% 補佐級(6級) 3% 4・5級 2%	■	36.1%	■	4,500円(6年以上 3,000円)			
姫島村	72.9	76.7	5%	—	—	—				
日出町	101.6	107.0	5%	—	13.6%	■	4,500円(7年以上 3,000円)			
九重町	99.8	101.7	管理職(6級以上) 5% 4～6(一部)級 2%	—	16.7%	■	2,500円			
玖珠町	100.5	101.8	2%	■	20.4%	■	3,500円(6年以上 2,000円)			
大分県	100.5		—	—	14.8%	—	経過措置 (H25年度2,000円 H26年度1,000円)	国と同じ		
国	100.0			—	15.7%	—		—		

下線は独自の給料カット反映後の数値

※独自給料表を適用しているため参考値

地方公務員の給与改定の手順

地方公務員の給与に関する諸原則

○ 情勢適応の原則

地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。

【地方公務員法第14条第1項】

○ 職務給の原則

職員の給与は、職務と責任に応ずるものでなければならない。

【地方公務員法第24条第1項】

○ 均衡の原則

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

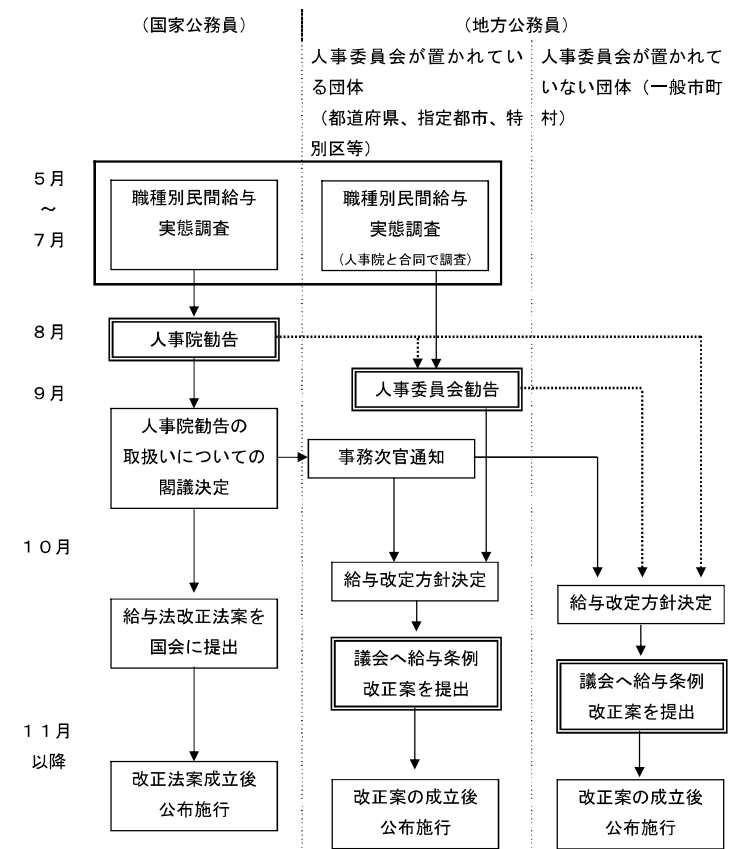
【地方公務員法第24条第3項】

○ 条例主義

職員の給与は、条例で定めなければならないが、また、法律又はこれに基づく条例に基づかない限り支給することができない。

【地方公務員法第24条第6項、第25条第1項、地方自治法第203条第5項、第204条第3項、第204条の2】

- 人事委員会が置かれている団体（都道府県、指定都市及び特別区等）においては、人事院勧告の内容及び当該団体の民間賃金動向等を総合勘案して人事委員会が勧告を行い、国の勧告の取扱いに関する閣議決定を受けて、具体的な給与改定方針が決定される。
- 人事委員会が置かれていない団体（一般市町村）においては、国の取扱いや都道府県の勧告等を受けて、具体的な給与改定方針が決定される。
- いずれの場合でも、議会の議決により、給与条例を改正することとなる。




出典：地方公務員の給与のあり方に関する研究会 報告書

職務給の原則に反する給料表の制度・運用（いわゆる「わたり」）について

いわゆる「わたり」とは、

- ① 給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級へ格付を行うこと
 - ② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めること
- により、給与を支給することをいう。

 職務給の原則の観点から問題があり、給料水準（ラスパイレス指数）を高める要因にもなる。


（参考）地方公務員法

第24条第1項 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

典型例 国や県と職務・職責が同等の地方公共団体の役職を、国や県の基準を超えて上位の職務の級に格付けている場合。

職務の級	3級（222,900円～357,200円）	4級（262,300円～391,200円）	5級（289,700円～403,700円）
国やA県の格付け	係長	係長	課長補佐
a市の格付け	係長	係長	係長

※ a市の「係長」と国やA県の「係長」は、名称だけでなく、職務・職責も同等。

 5級の係長が「わたり」に該当。

国や県と職務・職責が同等の地方公共団体の役職が、国や県の俸給（給料）月額を大きく超えている場合も、職務給の原則の観点から問題がある。

- （例） 国やA県の4級係長の俸給（給料）月額：262,300円～391,200円
 " の5級課長補佐の俸給（給料）月額：289,700円～403,700円
 a市の4級係長の給料月額：262,300円～ **450,000円**

出典：総務省HP